

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(3 年 6 月分)

サービス種類 (訪問看護・介護予防訪問看護)

事業所番号(1412345678)

事業所名(神奈川訪問看護ステーション)

職 種	勤務 形態	資格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月の 合計	常勤換算後 の人数	
				火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
管理者	B	保健師	横須賀 二郎			5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5					100	
看護職員	B	看護師	神奈川 太郎			8	8	8	8	8			8	休	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8				168	1
	B	看護師	横浜 花子			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8					168	1
	D	准看護師	川崎 菊枝			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6				120	
	B	保健師	横須賀 二郎			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3				60	1
看護職員 計																																			516	3
理学療法士	D	理学療法士	相模 さくら			8				8			8			8			8				8			8				8					64	
作業療法士																																				
言語聴覚士																																				

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 日 (a) 週 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 時間 (c)

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 時間 (e)

●常勤換算…常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数+(非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(3 年 6 月分)

サービス種類 (訪問看護・介護予防訪問看護

他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載します。

業所番号(1412345678)

事業所名(かながわ訪問看護ステーション

勤務形態一覧表は、4週分ではなく、暦月(毎月1日から末日)分を作成し

職 種	勤務形態	資格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月の合計	常勤換算後の人数
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
管理者	B	看護師	横須賀 二郎	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	110	—
看護職員	B	看護師	横須賀 二郎																														0		
看護職員	B	看護師	横浜 花子	8	8	8			8	8	8	休	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	176	1
看護職員	B	保健師	相模 さくら	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	176	1
看護職員	D	保健師	鎌倉 小町	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	132	
看護職員	D	准看護師	川崎 菊代	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	66	
看護職員																																			
看護職員																																	534	3.1	
理学療法士	B	理学療法士	神奈川 太郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	168		
作業療法士																																			
言語聴覚士																																			

勤務形態

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c)

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数 21.0 日 (d)

常勤職員の休暇等については、暦月で1月を超える休暇を除いて、常勤換算による計算上勤務したものとみなすことができます。この場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。なお、非常勤職員の休暇等は勤務したものと認めることはできません。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、非常勤職員が勤務時間数として参入することができるのは、常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 168 時間 (e)

●常勤換算…常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数+(非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

●「看護職員」…保健師、看護師又は准看護師